様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 9月 1日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）がまごおりしんようきんこ  一般事業主の氏名又は名称 蒲郡信用金庫  （ふりがな）おかもと　としちか  （法人の場合）代表者の氏名 岡本　聡哉  住所　〒443-0056  愛知県 蒲郡市 神明町４番２５号  法人番号　1180305004017  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　2023年蒲郡信用金庫の現況  ②　蒲郡信用金庫DX戦略 | | 公表日 | ①　2023年 7月14日  ②　2023年 8月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　蒲郡信用金庫HPトップページ＞蒲信について＞ディスクロージャー誌＞2023蒲郡信用金庫の現況l本編（2023年3月末現在）  　https://www.gamashin.com/com\_about/doc/2024020716263709\_2.pdf  　6項目  ②　蒲郡信用金庫HPトップページ＞各種方針・指針など＞蒲郡信用金庫DX戦略  　https://www.gamashin.com/com\_policies/2024022014482110.html  　2項目～４項目 | | 記載内容抜粋 | ①　1.「Do The Best! ３ヵ年経営計画」（３か年経営計画の一部抜粋）  ～断トツ!!に信頼される地域の伴走支援者「がましん」の確立～  「常に最善をつくし、聖域なき業務プロセス改革を始めとした効率化と営業力強化による持続可能な収益構造の構築を図り、経営基盤を強固にすることで、地域から断トツ!!に信頼される地域の伴走支援者『がましん』を確立する」を基本目標とします。  ②　DX戦略-DXビジョン  ・「デジタル技術を活用して新時代にマッチした多様なサービスの提供」「抜本的な業務プロセス改革により、お客様との接点時間増加を図る」  をDXビジョンと定め、当庫が従来から実施してきた伴走支援を外部環境の変化に適応すべく、デジタル技術を活用することで「地域から断トツ!!に信頼される地域の伴走支援者」を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2023年3月22日　蒲郡信用金庫常勤理事会（理事会が決定した基本方針並びに経営理念に基いて、全般的業務執行方針及び計画、並びに重要な業務の実施に関する協議もしくは決定する機関）に議案を付議、上程通り決議  2023年3月24日　蒲郡信用金庫理事会（取締役会に準ずる機関）に議案を付議、上程通り決議〈新3か年経営計画、2023年度ー2025年度について〉  ※当該経営計画の一部抜粋を2023年蒲郡信用金庫の現況に掲載しています。  ②　2023年7月24日　蒲郡信用金庫常勤理事会に議案を付議、上程案通り決議。  2023年9月26日　蒲郡信用金庫理事会（取締役会に準ずる機関）に議案を付議、上程案通り決議。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　蒲郡信用金庫DX戦略 | | 公表日 | ①　2023年 8月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　蒲郡信用金庫HPトップページ＞各種方針・指針など＞蒲郡信用金庫DX戦略  　https://www.gamashin.com/com\_policies/2024022014482110.html  　4項目～10項目 | | 記載内容抜粋 | ①　蒲郡信用金庫DX戦略として３つの戦略を定めます。  戦略１「お客様目線でのサービス提供、利便性の追求」  戦略２「業務プロセス改革　生産性向上」  戦略３「DX人材育成」  ＜各戦略の主項目と検討施策（抜粋）＞  ・データの利活用のための環境整備に取り組みます。データ分析、デジタルマーケティングに基づく営業アプローチの活用による営業効率の向上、営業の深化を目指します。  ・お客さまとつながるために、デジタルを活用して誰もが直感的に使える、いつでもどこでもお客さまと蒲信がつながる事を主眼とした非対面チャネルの充実を図ります。  ・お客さまとの時間を増やすために時間と人の創出を目指します。WEBで完結できるサービスの拡充により顧客手続きのデジタル化を図ります。窓口支援タブレットの拡充によりペーパーレス業務の拡充を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2023年7月24日　蒲郡信用金庫常勤理事会に議案を付議、上程案通り決議。  2023年9月26日　蒲郡信用金庫理事会（取締役会に準ずる機関）に議案を付議、上程案通り決議。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　蒲郡信用金庫DX戦略  　5項目および9項目 | | 記載内容抜粋 | ①　・BPR推進による抜本的な業務プロセスの見直し、改革によりお客さまとの接点時間の増加を目指します。  ・デジタル推進部、システム部が連携しながらセキュリティ対策を講じ重点施策を推進していきます。  ・デジタル推進部が組織横断的な取り組みを担いDX推進を行います。  ・ベンダーや提携先専門家との連携を行います。  ・問題解決するためにDXを活用できる能力を養い、DX人材の育成を行います。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　蒲郡信用金庫DX戦略  　6項目および8項目 | | 記載内容抜粋 | ①　ワークフローシステムの活用及びグループウェアの更新を検討し、本支店間コミュニケーションのデジタル化を図ります。従来データが点在していましたが、データの蓄積・集約・連携・分析ができる環境を整えます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　蒲郡信用金庫DX戦略 | | 公表日 | ①　2023年 8月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　蒲郡信用金庫HPトップページ＞各種方針・指針など＞蒲郡信用金庫DX戦略  　https://www.gamashin.com/com\_policies/2024022014482110.html  　10項目 | | 記載内容抜粋 | ①　各重点施策に対するKPIは下記の通りです。  DX推進指標（総合指標として）  アプリ口座登録者数  取引先企業向け資金繰り支援ツール導入件数  窓口支援タブレット導入店舗数  紙使用率・コピー使用料削減率  DX関連資格取得者数  外部機関出向によるDXスキル取得 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2023年 8月 1日 | | 発信方法 | ①　蒲郡信用金庫DX戦略  　蒲郡信用金庫HPトップページ＞各種方針・指針など＞蒲郡信用金庫DX戦略  　https://www.gamashin.com/com\_policies/2024022014482110.html  　2項目 | | 発信内容 | ①　理事長メッセージとしてお客様のデジタル化を支援する事、当庫内のDX推進への取り組みを強化する事を発信しました。  「地域のお客様を取り巻く環境の変化、特にデジタル技術の変革スピードは著しく、お客様の生活、事業を取り巻く環境についても大きな変革が求められつつあります。こうした中、当金庫は2023年3月1日にデジタル推進部を新設し、お客様のデジタル化を強力に推進支援するとともに、弊金庫内の業務改革及びデジタル人材の育成など、DX推進への取り組みを強化し、対面・非対面の両面から、より良いサービスのご提供を目指して全役職員が変革意識を持ち取り組んで参ります。」 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 8月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2017年 1月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | サイバーセキュリティ対策を重要な経営課題の一つと位置づけ、専門部署としてサイバーセキュリティ対策室を設置するとともにサイバーセキュリティ基本方針を公表しています。  管理体制や具体的なインシデント毎の未然防止対策や管理方法等をサイバーセキュリティ管理規定で定めるとともに、インシデント発生時には組織的に対応するためG-SIRT（Gamashin computer Security Incident Response Team）を設置し、定期的に対策訓練を行っています。  また、リスク対策の有効性を確認するために外部機関によるIT監査を実施するとともに、ホームページの脆弱性診断を実施しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。